

常任委員会報告

総務財務委員会

行政視察報告

栃木県那須塩原市

車座談議(地域担当職員)について

車座談議とは、自らの

議第94号「統合保育所建設工事請負契約の締結について」
港町、宮沖、和田の3保育所を統合して、円一町二丁目に新設の保育所子育て支援センター及び市内で初の設置となる病児保育室を一体的に整備するため、その請負契約を締結する。

問 設備工事の入札時期は。
答 設備工事については10月5日の入札を予定している。

このほか、十分な防犯対策を講じられるよう意見があった。

採決の結果、全員一致提案理由を了とし、原案どおり可決した。

新潟県長岡市
総合窓口とコンシェルジュについて
新庁舎建設にあわせ総合窓口の導入とコンシェルジュ(市役所業務を広

く紹介し、案内する職員)を配置され、庁舎に來られる市民へのサービス向上を図られている。

総合窓口をワンフロアに設置することで「行きやすい、案内しやすい窓口」とし、一つの窓口で業務が完了するワンストップサービスも合わせて導入、拡充されている。コンシェルジュは、窓口等のご案内、取次ぎサービスの拡充として配置されているが、業務外の相談も受けることで、総合的に「お客様満足度」を高めている。



総合窓口の視察

福祉文教委員会

9月定例会付託議案審議

議第95号「三原市保育所設置及び管理条例の一部改正について」

議案の要旨

三原市立幼稚園・保育所適性配置第1期実施計画に基づき保育所の統廃合により、港町保育所を平成25年3月31日をもって廃止するため、条例を一部改正する。

主な質疑の内容

問 9月定例会に議案を提出した理由は。

答 今年12月から平成25年度の入所受付が始まるため、それまでに市民に向けて、港町保育所の廃止について周知する時間が必要であるため、早めの提出となった。

問 一旦、宮沖保育所に統合することだが、

施設的には間に合うのか。また、現在の港町保育所分の定員はどうなるのか。他の保育所の定員に割り当てて募集を行うのか。

答 条例の改正により港町保育所分の定員45は減となる。なお、平成25年4月における港町保育所の利用希望者数を14人と想定しており、この14人の希望者については宮沖保育所の定員に余裕(定

員150人に対して、現在の入所児童数は125人)があるため、こちらで受け入れをすることが十分可能である。

問 統合保育所の開所時期はいつか。

答 平成25年10月を予定している。

採決の結果、全員一致提案理由を了とし、原案どおり可決した。



港町保育所

生活経済委員会

9月定例会付託議案審査

議第96号「三原市防災会
議条例及び三原市災害対
策本部条例の一部改正に
ついて」

問 今回「災害対策基本
法」の改正により、対応
がスムーズになるとすれ
ばどのようなことがある
のか。

答 大規模且つ広域な災
害が起きた時に、情報の
収集・伝達・共有を強化
し、地方公共団体間の応
援業務等に係る都道府県
と国の調整規定が拡充・
新設され、対象業務も拡
大される。救済物資等を
被災地に確実に供給する
仕組みを創設する。防災
会議の委員に防災組織を
構成する者や、学識経験
者を追加することで、防
災計画の策定に様々な
意見を反映できることな
どである。

議第97号「三原市コミュ
ニティホーム設置及び管
理条例及び三原市集会所
設置及び管理条例の一部

改正について

問 これまで、維持管理
費は、どの程度市が補助
していたのか。

答 合併前から、コミュ
ニティホームによって、
委託料や補助金を出して
いたところ、住民がすべ
て維持管理をしていたと
ころなどまちまちであっ
た。このため、一部を拠
点施設として残し、他は
地元住民組織へ移管し、
希望に即した施設の有効
活用を図っていく。

問 施設の移管事業は、
今年度中に完了するとの
ことだが、結論を出せな
い地域が出た場合はどう
するのか。

答 これまで、地域・住
民組織へ移管期限、維持
管理費の地元負担等の説
明を行ってきた。その中
ですでに回答をいただい
た地域との整合性を保つ
ためにも今年度中に結論
が出せるよう、今後もし
域に出向いて説明を行っ
ていきたい。

議第98号「三原市廃棄物
の処理及び清掃に関する条
例の一部改正について」
家庭系可燃ごみの減量



と再資源化を促進するた
め、その排出方法を見直
すとともに、一般廃棄物
処理施設に置く技術管理者
の資格に関する規定を加え
るため関係条例を整備する。

問 古紙・紙類がごみ減
量化の進まない原因であ
れば、古紙回収をする考
えはないか。

答 古紙回収を始めるう
えで今の収集体制で対応
できるかなどの検討すべ
き課題も多いため、現在
町内会や子ども会で実施
していただいている廃品
回収への補助を継続しな
がら、古紙類の資源化ご
み回収へむけ検討をする
のか。

この他2件の条例改正
を含めた4件について採
決の結果、全会一致、議第
98号については賛成多数に
より原案どおり可決した。

建設都市委員会

9月定例会付託議案審査

議第101号「住居表示
を実施する区域及び当該
区域における住居表示の
方法について」

幸崎能地二丁目、幸崎
能地四丁目、幸崎町能地
のそれぞれ一部と糸崎九
丁目の埋め立てによって
新たに生じた土地につい
て住居表示を実施する区
域とし、実施方法は、「街
区方式」とすることにつ
いて、議会の議決を求め
たいとするものである。

問 住居表示を実施する
区域は都市計画区域に該
当するのか。

答 糸崎九丁目は、都市
計画法上の市街化区域の
工業地域である。幸崎能
地二丁目、幸崎能地四丁
目、及び幸崎町能地は、
都市計画区域外である。

問 「街区方式」と「道
路方式」の違いは。

答 「街区方式」は、町
の区域を道路、河川、鉄
道など恒久的な施設に
よって区画された地域に
つけられる街区を、街区

符号とその地域内の建物
につけられる住居番号を
用いて表示する方法であ
る。「道路方式」は、道
路の名称と道路に接する
建物につけられる住居番
号を用いて表示する方法
である。三原市は「街区
方式」を採用している。

問 将来、松浜2工区が
埋め立てられたときの町
名は。

答 松浜2工区の町名は
現在のところ未定である。

問 東部共同調理場の住
居表示はどのようなになる
のか。

答 この議案が議決され
た後、「糸崎九丁目」に
続く街区符号（○番）と
住居番号（○号）をつけ
ることとなる。

問 住居表示が実施され
たときの本籍の表し方は。
答 本籍は従来の地番で
の表示となるが、届出に
より、地番から街区符号
に変更が可能である。

【例】「糸崎九丁目876
5番地」が「糸崎九丁目
8番」と変更できる。

採決の結果、全員一致
提案理由を了とし、原案
どおり可決した。

新しい住所の表し方

○ 一般住宅の場合	住所	三原市幸崎町1834番地32
	住居番号	三原市幸崎二丁目3番1号
○ 中高層建物の場合 (3層以上)	住所	三原市幸崎町1834番地47 ○○マンション302号室
	住居番号	三原市幸崎二丁目3番11-302号